

議案第74号

調布市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、退職手当の支給制限に関する規定を改めるとともに規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の退職手当に関する条例（昭和30年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号の規定に該当する場合を除く。）」を削る。

附則第4項中「平成34年」を「令和4年」に改める。

附 則

- 1 この条例は，令和元年12月14日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に対する退職手当の支給については，なお従前の例による。